

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 2 月まで

私は、申立期間に A 社に勤務しており、給与明細書には厚生年金保険料の名目で毎月 5,220 円が控除されている。事業主から厚生年金保険には加入していないと聞いていたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと思う。申立期間について私の納付記録を調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書によると、申立期間当時、厚生年金保険料の項目で当時の国民年金保険料と同額が控除されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直前の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料が現年度納付されており、申立人が所持する給与明細書では同年 4 月から当時の国民年金保険料と同額の控除が開始されていることが確認できることから、給与から厚生年金保険料の項目で控除されているものは国民年金保険料であったと推認できる。

さらに、申立人が勤務していた A 社の事業主は、「必要な各種の税金や保険料を給与から控除していたなら必ず納付している。」と証言しており、同事業所の元同僚は、「私が A 社に勤務しているときは、給与から保険料が控除されており、納付書を事業主に預けていた。」と証言している上、申立期間当時、申立人と同様に事業所の住所地とは異なる市に居住していた元同僚の納付状況においても現年度納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 1342

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年5月6日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは70円、同年4月は270円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年5月6日まで

私は、当時A社で勤務しており、一緒に勤務していた友人は、厚生年金保険の記録があると聞いている。私の入社時期は友人より1、2か月遅く、退職時期は友人より先に退職したと記憶している。私の記録が無いのはおかしいので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB健康保険組合の回答並びに同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、昭和19年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる（実際に、給与からの厚生年金保険料の控除が開始されたのは厚生年金保険法が施行された同年10月1日からとなる。）、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は無く、B健康保険組合が保管する保険台帳には記載されている健康保険番号が欠落していることが確認できる。

一方、上述の保険台帳によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は21年5月6日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、保険出張所（当時）における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年5月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合が保管する保険台帳の記録から、昭和19年10月から21年3月までは70円、同年4月は270円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年10月まで

私は、昭和48年6月に結婚したのを契機に、私か夫のどちらかが国民年金に任意加入する手続きを行ったはずである。国民年金保険料については、私又は夫が納付していたにもかかわらず、申立期間について未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び申立期間の後に居住していたとするA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立人が昭和47年10月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得することにより同日で国民年金被保険者資格を喪失し、その後、52年11月19日に任意加入により被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月28日から31年2月1日まで
私は、昭和30年5月にA社に入社し、31年7月に退職するまで継続して勤務していた。継続勤務していながら厚生年金保険の加入記録が途切れていることに納得できないので調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年5月にA社に入社し、31年7月に退職するまで継続して勤務していた。」と主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、30年9月28日に51人の被保険者のうち申立人を含む23人が被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人と同様に未加入期間がある同僚は、「同社での仕事が無いときは近隣の事業所において日雇いで勤務するか、失業保険で生活することがあった。」と証言し、他の同僚は、「30年頃から33年頃にかけて、同社では大規模な雇用調整が行われていた。」と証言していることから、同社の事業主は、多くの従業員について、一時的に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚に当時の状況等について照会したものの、申立人を記憶している者はいない上、同社は、昭和49年12月3日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、平成 7 年 * 月 * 日で 60 歳の定年になり、正社員から嘱託社員に変更になったが、給与はほとんど変更がなかったと記憶している。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「60歳で定年後、嘱託社員になってからも正社員の時とほぼ同じくらいの給与であった。」と主張しているが、A社が保管する申立人に係る資料によると、申立人が60歳となった平成 7 年 * 月以降基本給がそれまでの 52 万 4,000 円から 27 万 6,000 円に減額し、さらにその後 16 万 5,000 円に減額されていることが確認できる。

また、A社は、「定年後の嘱託社員は1年契約で最長 65 歳までであり、原則給与は下がる。契約内容は個別に対応している。」と回答している上、申立人と同様に 60 歳以降も同社に係る厚生年金保険被保険者資格が継続している同僚 9 人のうち役員 3 人を除く 6 人全員が定年後に標準報酬月額がそれ以前よりも減額していることが確認でき、当該同僚は、「60 歳の定年後は、1 年ごとの契約になり、それまでの年収の 6 割ぐらいになっていた。正社員であった者が、定年後の勤務で給与がそのままということは普通考えられない。」と証言している。

さらに、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日時点の標準報酬月額は 17 万円になっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、公共職業安定所が保管する記録によると、申立人は、平成 7 年 * 月に 60 歳となり、同年 11 月から 11 年 11 月までの期間、60 歳到達時点に比べて賃金

(基本給に各種手当を含む。)が 85 パーセント未満(申立期間当時)に低下した状態で働き続ける 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の一般被保険者に支給される高年齢雇用継続基本給付金を継続して受給していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から 45 年 10 月 16 日まで
私の年金記録では、申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年12月26日に支給決定されているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和38年6月から53年9月までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を除き9人いるが、そのうちの4人は同社を退職後に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれたと思う。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月までの標準報酬月額がその前後の期間に比べて低い。申立期間の標準報酬月額が正しいのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与支給明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「事実を確認できる資料は、廃棄済みだが、毎月社会保険事務所（当時）からの納入告知書の金額を確認の上、保険料を納付しているので、間違いはないと考えている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 38 年 4 月 21 日まで
② 昭和 38 年 4 月 21 日から同年 10 月 6 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 20 日から 39 年 4 月 4 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 6 日から 41 年 7 月 26 日まで
⑤ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 16 年に年金の裁定請求を行った時に脱退手当金が支給されていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書は、昭和 43 年 11 月 14 日に A 社を管轄する B 社会保険事務所（当時）で受け付けられ、申立期間の厚生年金保険被保険者期間をその基礎として脱退手当金の支給が決定されている上、44 年 2 月 18 日に当該脱退手当金を受領したことを示す申立人の署名及び押印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。